

『グローバル・ミニマム課税 Q&A(第2版)』 補足説明について

2026 年(令和 8 年)8 月 7 日に国税庁より公表された「各対象会計年度の国際最低課税額に対する 法人税等に関するQ&A」(以下「国税庁 Q&A」)の改訂(https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/hojinzei_ga/index.htm)により、特定多国籍企業グループ等報告事項等(GloBE Information Return、以下「GIR」)の Section2と Section3の記載が必要となる場合について明確化がなされ、それに伴い、移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの継続適用要件である、いわゆる「Once Out, Always Out ルール」についての解釈も明確化されました。

これらの明確化を踏まえまして、『グローバル・ミニマム課税Q&A(第 2 版)』に含まれる Q&A 項目の記載内容について、以下の変更が生じることになりましたため、その内容をご説明させていただきます。

【QVII-8】 2024 年 12 月期の移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの適用(P.457～458)

・A の記載につき以下の変更が生じます。

出版時の記述	国税庁Q&Aの改訂による変更
B 社を GloBE 情報申告書(GIR)の指定法人に指定するか、および B 社とその他の法人の所在地国との間に GIR の情報提供に関する適格当局間合意があるか否かにより異なります。	<u>移行期間 CbCR セーフ・ハーバーは、ある国・地域を所在地国とする事業体に対して課税権を有する国・地域があるか否かにより、その適用が異なります。</u>
B 社が指定提供法人として指定され、B 社の所在地国である X 国が、その他の法人の所在地国である日本、Y 国及び Z 国との間の適格当局間合意がある場合には、多国籍企業グループ A の全ての法人の所在地国(日本、X 国、Y 国及び Z 国)について 2024 年 12 月期に移行期間 CbCR セーフ・ハーバー	B 社が指定提供法人として指定され、B 社の所在地国である X 国が、その他の法人の所在地国である日本、Y 国及び Z 国との間の適格当局間合意がある場合において、 <u>日本及び Z 国を所在地国とする事業体に対して課税権を有する国・地域はありません。一方、X国は、自国(X国)のQDMTTに基づき</u>

の判定を行い、適用要件を満たす場合はその旨を 2024 年 12 月期の GIR に記載する必要があります(法法 150 の 3①一口、法規 68 ⑥四)。	<u>自国に対する課税権を有し、またX国はY国を所在地国とするC社について、IIRに基づく課税権を有しています。したがって、X国とY国については、2024 年 12 月期に移行期間CbCR セーフ・ハーバーの判定を行い、適用要件を満たす場合は、その旨を 2024 年 12 月期の GIR に記載する必要がありますが、日本及びZ国については判定を行う必要はありません(法法 150 の 3①一口、法規 68⑥四)。</u>
---	--

・P.458 の表は以下のように変更になります。

GIR の提供方法	2024 年 12 月期の移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの判定対象国	2025 年 12 月期の移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの適用上の留意事項
B 社を指定提供会社等に指定し、かつ X 国とその他の国(日本、Y 国、Z 国)との間に適格当局間合意がある場合	<u>X 国及び Y 国</u>	<u>X 国または Y 国について、2024 年 12 月期に判定を満たしていない場合は、2025 年 12 月期以降について適用できない。</u>
B 社が X 国の IIR に基づき GIR を提供する場合(いわゆる子会社方式)		<u>日本及び Z 国は、2024 年 12 月期は判定対象外であったため、2025 年 12 月期が判定の初年度となる。</u>

【QX-4】提供義務者の区分に応じた報告事項(P.540～543)

・A の記載につき以下の変更が生じます。

出版時の記述	国税庁Q&Aの改訂による変更
令和 6 年度改正により、特定多国籍企業グループ等報告事項等(GloBE Information Return、以下 GIR)において、提供義務者のステイタスに応じて、報告事項の範囲が定められました。GIR の Section1(特定多国籍企	令和 6 年度改正により、特定多国籍企業グループ等報告事項等(GloBE Information Return、以下 GIR)において、提供義務者のステイタスに応じて、報告事項の範囲が定められました。GIR の Section1(特定多国籍企

業グループ等に関する事項)は提供義務者のステイタスにかかわらず全ての情報を記載する必要がありますが、Section2(所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除等に関する事項)と Section3(グループ国際最低課税額等に関する事項)は、最終親会社等または指定提供会社等がいわゆるセントラルファイリング方式により提出する場合には、同グループの全ての所在地国に関して記載する必要があり、一方、中間親会社等がいわゆる子会社方式によりその所在地国において提出する場合には、その所在地国が課税権を有する国・地域に関して記載することとされています。	業グループ等に関する事項)は提供義務者のステイタスにかかわらず全ての情報を記載する必要がありますが、Section2(所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除等に関する事項)と Section3(グループ国際最低課税額等に関する事項)は、最終親会社等または指定提供会社等がいわゆるセントラルファイリング方式により提出する場合には、同グループの全ての所在地国のうち、その所在地国について課税権を有することになる国・地域が存在するものに関して記載する必要があり、一方、中間親会社等がいわゆる子会社方式によりその所在地国において提出する場合には、その所在地国が課税権を有する国・地域に関して記載することとされています。
---	--

・P.541 の GIR の提出方法と記載すべきセクションの関係に関する表のうち、提出方法がセントラルファイリング方式の場合の記載すべきセクションについては以下の変更が生じます。

出版時の記述	国税庁Q&Aの改訂による変更
Section2 及び Section3 は当該多国籍企業グループの構成会社等が所在する全ての国・地域を対象として記載する必要がある。	Section2 及び Section3 は当該多国籍企業グループの構成会社等が所在する全ての国・地域のうち、その国・地域に対する課税権を有する国・地域があるものを対象として記載する必要がある。

・P.542 の提供義務者のステイタスに応じた報告事項に関する表は以下のように変更になります。

提供義務者の区分	報告事項等	関係法令
最終親会社等(UPE)	Section1 の全ての情報 Section2 及び 3 の全ての所在地国のうち、その所在地国に所在する事業体に対する課税権を有することとなる国・地域があるものに係る情報	法法 150 の 3①— 法規 38⑤、⑥—
指定提供内国法人 (最終親会社等が指定した会社)	Section1 の全ての情報 Section2 及び 3 の全ての所在地国のうち、その所在地国に所在する事業体に対する課税権を有することとなる国・地域があるものに係る情報	法法 150 の 3①— 法規 38⑤、⑥—

	<u>する課税権を有することとなる国・地域があるものに係る情報</u>	
一定の中間親会社等・ 被部分保有親会社等	Section1 の全ての情報 Section2 及び 3 は、左記の内国法人の IIR 課税に必要な部分に限る。	法法 150 の 3①— 法規 38⑤、⑥—
上記以外の内国法人	Section1 の全ての情報 Section2 及び 3 は不要	法法 150 の 3①— 法規 38⑤、⑥—

以上